

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月28日

【計算期間】 第1期中(自平成29年9月28日 至平成30年3月28日)

【ファンド名】 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) -
東京海上・CATボンド・ファンド
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) -
Tokio Marine CAT Bond Fund)

【発行者名】 クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
(Credit Suisse Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
(Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-
1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達 理

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中村 貴子
村松 篤
浅尾 昇太

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

1【ファンドの運用状況】

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)が管理するクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - 東京海上・CATボンド・ファンド(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - Tokio Marine CAT Bond Fund)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は次のとおりです。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

米ドル(年2回)クラス

(2018年4月末日現在)

資産の種類	国名(地域名)	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
債券	アメリカ	26,367,739.97	87.33
	アイルランド	1,824,067.09	6.04
	小計	28,191,807.07	93.37
現金・預金その他の資産(負債控除後)		2,001,055.67	6.63
合計 (純資産総額)		30,192,862.74 (3,301.59百万円)	100.00

円(年2回)クラス

(2018年4月末日現在)

資産の種類	国名(地域名)	時価合計(円)	投資比率(%)
債券	アメリカ	2,404,418,717	89.96
	アイルランド	166,332,840	6.22
	小計	2,570,751,557	96.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		102,006,877	3.82
合計 (純資産総額)		2,672,758,434	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 米ドルの円換算額は、2018年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.35円)によります。以下、別段の定めのない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

2017年9月28日から2018年4月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

米ドル(年2回)クラス

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2017年9月末日	24,032,680.00	2,627,973.56	10.00	1,094
10月末日	23,712,007.26	2,592,907.99	9.87	1,079
11月末日	26,078,360.60	2,851,668.73	9.80	1,072
12月末日	26,978,994.52	2,950,153.05	9.73	1,064
2018年1月末日	28,480,796.53	3,114,375.10	9.80	1,072
2月末日	29,238,101.47	3,197,186.40	9.78	1,069
3月末日	29,858,433.30	3,265,019.68	9.83	1,075
4月末日	30,192,862.74	3,301,589.54	9.87	1,079

円(年2回)クラス

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
2017年9月末日	1,610,780,000	10,000
10月末日	1,588,449,980	9,861
11月末日	1,790,400,491	9,779
12月末日	2,234,913,051	9,706
2018年1月末日	2,505,540,227	9,737
2月末日	2,591,709,781	9,707
3月末日	2,646,215,129	9,726
4月末日	2,672,758,434	9,750

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

2017年9月28日から2018年4月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	米ドル(年2回)クラス	円(年2回)クラス
2017年9月28日～2018年4月末日	-1.30%	-2.50%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 2018年4月末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 受益証券1口当たりの当初発行価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	米ドル(年2回)クラス	円(年2回)クラス
2017年 (2017年9月28日～2017年12月末日)	-2.70%	-2.94%
2018年 (2018年1月1日～2018年4月末日)	1.44%	0.45%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2018年については4月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2017年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

(参考情報)

基準価額および純資産の推移

<米ドル(年2回)クラス>

(設定日(2017年9月28日)～2018年4月末日)



<円(年2回)クラス>

(設定日(2017年9月28日)～2018年4月末日)



収益率の推移

期間	収益率(%)	
	米ドル(年2回)クラス	円(年2回)クラス
2017年9月28日～2018年4月末日	-1.30%	-2.50%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 2018年4月末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 受益証券1口当たりの当初発行価格

2【販売及び買戻しの実績】

2017年9月28日から2018年4月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2018年4月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
米ドル(年2回)クラス	3,059,300.873 (3,059,300.873)	0 (0)	3,059,300.873 (3,059,300.873)
円(年2回)クラス	274,125.549 (274,125.549)	0 (0)	274,125.549 (274,125.549)

(注) ()の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項但書の規定を適用して作成された原文の中間財務諸類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b . ファンドの原文中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2018年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.35円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【資産及び負債の状況】

東京海上・CAT bonds・ファンド
未監査財務諸表
2018年3月29日未監査財政状態計算書
2018年3月29日

	注記	2018年3月29日	
		USD	千円
資産			
現金および現金同等物		9,758,138.24	1,067,052
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4,5,6	46,443,622.97	5,078,610
未収利息		394,617.47	43,151
その他の資産		127,132.52	13,902
資産合計		56,723,511.20	6,202,716
負債			
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	4,5,6	63,155.93	6,906
未決済取引債務		1,762,854.17	192,768
未払費用およびその他の債務	9	156,932.13	17,161
負債合計(解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産を除く)		1,982,942.23	216,835
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産		54,740,568.97	5,985,881
		USD	円
純資産の帰属先別内訳:			
円(年2回)クラス(JPY)		-	2,646,215,129
米ドル(年2回)クラス(USD)		29,858,433.30	3,265,019,681
		口数	
発行済受益証券口数:			
円(年2回)クラス	8	272,069.205	
米ドル(年2回)クラス	8	3,038,954.993	
		USD	円
受益証券1口当たり純資産価格			
円(年2回)クラス(JPY)		-	9,726
米ドル(年2回)クラス(USD)		9.83	1,074

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド
未監査財務諸表
2018年3月29日

未監査包括利益計算書

2017年8月15日(設立日)から2018年3月29日までの期間

	注記	合計	
		USD	千円
投資に対する純益	7	17,051.18	1,865
受取利息		944,439.24	103,274
外貨建取引に係る為替差損(純額)		(67,320.44)	(7,361)
投資純益		894,169.98	97,777
支払利息		737.35	81
顧問報酬	10	162,101.19	17,726
管理事務代行報酬	10	32,358.92	3,538
保管会社報酬	10	6,419.16	702
受託会社報酬	10	6,160.20	674
登録・名義書換代行報酬	10	4,342.14	475
報酬代行会社報酬	10	27,750.95	3,035
受益証券クラス手数料	10	9,956.92	1,089
販売報酬	10	142,070.04	15,535
代行協会員報酬	10	11,838.76	1,295
規制当局への年間支払手数料		893.69	98
監査報酬		12,994.83	1,421
専門家報酬		1,422.86	156
設立費用		10,443.43	1,142
営業費用合計		429,490.44	46,965
解約可能受益証券の受益者に帰属する 純資産(分配前)の変動		464,679.54	50,813

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CAT債券・ファンド
未監査財務諸表
2018年3月29日未監査解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書
2017年8月15日(設立日)から2018年3月29日までの期間

	注記	合計	
		USD	千円
2017年8月15日(設立日)現在の 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産		-	
解約可能受益証券の発行		54,275,889.43	5,935,069
解約可能受益証券の解約		-	
解約可能受益証券の受益者に帰属する 純資産の変動		464,679.54	50,813
2018年3月29日現在の 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産		54,740,568.97	5,985,881

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査キャッシュ・フロー計算書

2017年8月15日(設立日)から2018年3月29日までの期間

	合計	
	USD	千円
営業活動		
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動	464,679.54	50,813
修正:		
受取利息	(944,439.24)	(103,274)
支払利息	737.35	81
非現金営業項目残高の増減純額		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	(46,443,622.97)	(5,078,610)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	63,155.93	6,906
その他の資産	(127,132.52)	(13,902)
未決済取引債務	1,762,854.17	192,768
未払費用およびその他の債務	156,932.13	17,161
営業活動によるキャッシュ・フロー	(45,066,835.61)	(4,928,058)
受取利息	549,821.77	60,123
支払利息	(737.35)	(81)
営業活動による正味キャッシュ・フロー	(44,517,751.19)	4,868,016
財務活動		
解約可能受益証券の発行代金	54,275,889.43	5,935,069
財務活動によるキャッシュ・フロー	54,275,889.43	5,935,069
現金および現金同等物の純増(減)額	9,758,138.24	1,067,052
現金期首残高	-	-
現金期末残高	9,758,138.24	1,067,052

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド**未監査財務諸表****2018年3月29日****未監査財務諸表に対する注記****1 住所および活動**

東京海上・CATボンド・ファンド(以下、「トラスト」という)は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下、「マスター・トラスト」という)のシリーズ・トラストである。マスター・トラストは、2013年12月2日にケイマン諸島の信託法第74条に基づき登録され、2013年12月2日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された免税信託である。トラストは2017年8月15日に設立され、2017年9月28日に運用を開始した。その登録事務所の住所は190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9007, Cayman Islandsである。

本トラストの受益証券は以下の2つのクラスにより提供される。マスター・トラストに関連する目論見書の付録26に定義された米ドル(年2回)クラス(米ドル建て)および円(年2回)クラス(日本円建て)(それぞれ、「クラス」という)。

本トラストの投資目標は、主にカタストロフィー・ボンド(以下、「CATボンド」という)への投資を通じた投資家へのインカムゲインの提供を追求することである。さらに、本トラストはCATボンド以外の保険リンク証券、保険デリバティブ・リンク債券およびマネーマーケット場証券(CATボンドと併せて、「組入資産」という)にも投資することができる。CATボンドとは、保険会社、再保険会社、企業および政府等の事業体から災害事由のリスクを資本市場に移転する債務証券である。投資家は、地震、暴風、死亡率およびその他の災害関連事由等の予め定義された自然災害および非自然災害事由から発生する損失リスクを負担する見返りに、利回りという形でリスクプレミアムを受領する。あらゆるCATボンドの元本は、当該CATボンドが契約上リンクされている事由が発生した場合、その一部(または場合によっては全部)が毀損する可能性がある。

本トラストの資産は主に、米ドルおよびユーロ建てとなることが予想される(ただし、これらの通貨に限定されない)。実務上可能な限り、投資運用会社は、各クラスに帰属する、当該クラスの通貨以外の通貨建て資産の通貨エクスポージャーのヘッジを行うよう努める。投資運用会社は一般に、スポット契約、外国為替先渡契約およびNDF取引(クロス外国為替先渡契約を含む)(以下、総称して「通貨フォワード」という)を締結して、通貨変動のヘッジを試みることができる。

東京海上・CATボンド・ファンド**未監査財務諸表****2018年3月29日****未監査財務諸表に対する注記(続き)****1 住所および活動(続き)**

ケイマン諸島の会社法(改正を含む)の下で設立された、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドは、信託約款により、本トラストの管理会社(以下、「管理会社」という)に任命された。管理会社は、シリーズ・トラストの資産の投資に責任を負うとともに、複数のクラス/シリーズの受益証券を発行する権限およびそれらを買戻す権限を有する。管理会社は、信託約款の条件により管理会社に帰属する、本トラストの資産の投資、運用および再投資に関するすべての権利、義務、特権、権限、職務、信託および裁量、ならびに対象投資のポートフォリオ(以下、「投資対象ポートフォリオ」という)に関する日常的な裁量投資意思決定および通貨フォワードの管理の責任を東京海上アセットマネジメント株式会社(以下、「投資運用会社」という)に委託した。投資運用会社は、投資対象ポートフォリオの日常的な裁量投資意思決定の責任を東京海上アセットマネジメント(USA)リミテッド(以下、「副投資運用会社」という)に再委託した。

クレディ・スイス・インターナショナル(以下、「報酬代行会社」という)は、本トラストの特定の継続的費用および運営費用を支払う責任を負う。かかる費用(以下、「通常経費」という)には、管理会社報酬、監査報酬および費用に含まれていない監査費用、本トラストまたはマスター・トラストに関して政府機関に支払われる年間手数料および保険費用(ある場合)が含まれる。

本トラストの受託会社はエリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッドであり(以下、「受託会社」という)、管理事務代行会社はバンク・オブ・ニューヨーク・メロン、シンガポール支店である(以下、「管理事務代行会社」という)。

別途記載のない限り、本書に記載されている純資産はすべて解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産をいう。

東京海上・CATボンド・ファンド
未監査財務諸表
2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

2 作成の基準

本財務諸表は、国際財務報告基準(「IFRS」)に従って作成されたものである。

(a) 測定の基準

財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品(公正価値で測定される)を除き、歴史的原価基準により作成されている。

本トラストは、投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号)に対する2012年の改訂(以下、「改訂」という)を2017年8月15日より適用したものである。経営者は、本トラストが投資企業の定義を満たすものであると結論した。

IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第28号の改訂では、投資企業は、同社における業務活動において投資活動が重要な業務である場合においても、同企業が投資企業の定義を満たす限り第三者に対して投資関連サービスを提供できることを明確化している。本改訂は、2016年1月1日以降に開始する各年次会計期間に適用される。当初の評価によれば、本改訂は本トラストに対して重大な影響を与えなかった。これは、本トラストがいかなる子会社も保有しないためである。

(b) 機能通貨および表示通貨

財務諸表の機能通貨および表示通貨は米ドル(以下、「USD」という)である。これは、本トラストの運営、受益者への報告がUSDで行われる上、その報酬および費用の過半数がUSDで決済されるという事実を反映する。

(c) 見積りおよび判断の利用

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、本トラストの経営者は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを求められる。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

会計方針を適用する上で見積りに不確実性が伴うおよび重大な判断を要する重要な分野であって、財務諸表に計上された金額に対する影響が最も大きいものに関する情報は注記4および5に記載されている。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

2 作成の基準(続き)

(d) 未適用の新会計基準および解釈指針

多数の新会計基準ならびに既存の会計基準および解釈指針の改訂が2017年8月14日より後に開始する年次期間について発効しているが、本財務諸表の作成には適用されていない。これらはいずれも、本トラスの財務諸表に計上された金額の測定に重要な影響を及ぼしておらず、今後も及ぼすことは予想されない。

IFRS第9号「金融商品」に対する最近の改訂は、IFRS第9号の初度適用時の過去期間の残高の修正再表示に関する経過措置を修正する。

- ・ IFRS第9号「金融商品」は、金融資産および金融負債の分類、測定および認識の中止を取り扱うものである。同基準は、IAS第39号で採用されていた複数の分類および測定モデルに置き換わるものであり、2018年1月1日以降に開始する報告期間に適用される。

負債性資産の分類および測定は、会社の金融資産管理のためのビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて行われる。ビジネスモデルの目的が契約上のキャッシュ・フローの回収のために金融資産を保有することであり、当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみである(SPPI要件)場合、負債性金融商品は償却原価法により測定される。ビジネスモデルの目的がSPPIを満たす契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために金融資産を保有することである場合、負債性金融商品はその他の包括損益を通じて公正価値で測定される。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

2 作成の基準(続き)

(d) 未適用の新会計基準および解釈指針(続き)

その他のすべての負債性金融商品は、純損益を通じて公正価値で認識しなければならない。ただし、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定することで測定または認識の不整合を解消または大幅に減少できる場合、報告企業は、当初認識時に、取消不能なかたちでそのような指定を行うことができる。デリバティブおよび資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定される。ただし、トレーディング目的で保有されていない資本性金融商品についてその他の包括損益を通じて公正価値で測定するという取消不能な選択が行われた場合を除く。また、IFRS第9号は、新しい予想信用損失(ECL)減損モデルを導入する。

IFRS第9号の導入時においても、本トラストの投資ポートフォリオは引き続き純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に分類される。回収目的で保有するその他の金融資産は、引き続き償却原価法により測定する金融資産に分類されるが、新減損モデルの適用による重要な影響は予想されない。以上の結果、IFRS第9号の導入は、本トラストの財務諸表に重要な影響を及ぼさないものと予想される。

上記以外にも、多数の新会計基準ならびに既存の会計基準および解釈指針の改訂が2017年1月1日より後に開始する年次期間について発効しているが、本財務諸表の作成には適用されていない。これらはいずれも、本トラストの財務諸表に重要な影響を及ぼすことは予想されない。

3 重要な会計方針

以下に掲げる重要な会計方針は、本トラストが継続的に適用してきたものである。

(a) 金融資産および金融負債

() 分類

本トラストは、債務証券およびデリバティブ金融商品への投資を純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債に分類している。これらの金融資産および金融負債はトレーディング目的保有には分類されていないものの、それらの管理およびパフォーマンス評価は本トラストの文書化された投資戦略に従って公正価値ベースで行われている。貸付金および債権に分類された金融資産の内訳は、現金および未収利息である。貸出金および債権とは、現在市場における公表価格の無い、固定額のまたは決定可能な金額の支払いが発生する、非デリバティブ金融資産をいう。償却原価で測定される金融負債には、未払費用およびその他の債務および未決済取引債務が含まれる。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(a) 金融資産および金融負債(続き)

() 認識

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、本トラストが当該商品の契約上の条項に対する当事者となる日である約定日に当初認識される。その他の金融資産および金融負債は、その発生日に認識される。

金融負債は、一方の当事者が履行しない限り、または契約がIAS第39号の適用を免除されたデリバティブ契約でない限り、認識されない。

() 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、公正価値により当初測定を行い、その取引費用は包括利益計算書に認識する。純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産および金融負債は、公正価値に取得または発行に直接起因する取引費用を加算した金額により当初測定を行う。

当初の認識の後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に分類されるすべての金融資産および金融負債は、公正価値により測定し、その公正価値の変動は包括利益計算書に認識する。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債以外の金融資産および金融負債については、実効金利法を使用した償却原価で測定し、減損がある場合にはこれを控除する。これらの商品は短期間または直ちに決済されるため、かかる測定値は公正価値に近似しているものと認められる。

「公正価値」とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引により行われる資産の売却により受領する価格または負債の移転のために支払う価格である。

入手可能な場合、本トラストは金融商品の公正価値を、活発な市場における当該金融商品の公表価格を用いて測定する。活発な市場とは、公表価格が容易にかつ規則的に入手可能であり、当該公表価格が独立当事者間で実際に経常的に発生する市場取引を表す市場をいう。ある金融商品の市場が活発でない場合、本トラストはその公正価値を受託会社が合意した評価手法を用いて求める。評価手法には、知識を有する自発的な独立当事者間取引(入手可能な場合)を用いるもの、実質的に同一である他の金融商品の現在の公正価値を参照するものおよびその他の価格決定モデルが含まれる。また上記に代わる方法として、信頼できる価格設定者(価格設定機関等)または債券/デットマーケットメーカーの気配値を用いて公正価値を決定することも考えられる。価格設定者から入手した仲介業者の価格は気配値である可能性があり、実行可能でないまたは拘束力がない可能性がある。本トラストは、利用する価格設定者の数と質については、判断および見積りを用いて決定する。

東京海上・CAT債券・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(a) 金融資産および金融負債(続き)

() 測定(続き)

投資売却による実現損益は、加重平均原価法を用いて計算される。未実現損益は、報告期間の期首における金融商品の帳簿価額または購入時の取引価格と同期間の期末における帳簿価額との差額を示す。投資の実現および未実現損益は、包括利益計算書に計上される。

() 証券投資

本トラストは、本トラストの募集書類に従って、特定の価格決定手法により価格が決定されるCAT債券への投資を保有する。CAT債券の価値評価は、以下の仲介業者4社から受領する価格のみに基づいて行われる：スイス・リー・キャピタル・マーケッツ、エオン・セキュリティーズ・インク、ウィリス・タワーズ・ワトソン・セキュリティーズおよびGCセキュリティーズ。CAT債券の価格は、それらの仲介業者の平均中値(買呼値と売呼値の平均値から算定)に基づいて算定される。平均中値に対する平均売呼値と平均買呼値の合計の乖離率が5%以上である場合、当該債券は平均買呼値を用いて評価する。

() 認識の中止

本トラストは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または金融資産を譲渡し、かかる譲渡がIAS第39号の認識の中止要件を満たす場合、当該金融資産の認識を中止する。

本トラストは、金融負債に係る契約上の債務が履行もしくは解除されたまたは終了した場合、当該金融負債の認識を中止する。

(b) 現金および現金同等物

現金は、国際的な金融機関の当初満期が3カ月以内の当座預金口座に預け入れている金額である。

(c) 金融商品の相殺

本トラストが認識した額を相殺する法的な権利を保有し、ネットベースで決済する意図または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、対応する金融資産と金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告する。

東京海上・CATボンド・ファンド
未監査財務諸表
2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(d) 未決済取引債権/債務

未決済取引債権/債務は、財政状態計算書日現在、売却/購入済みであるが未決済の投資に係る債権/債務の金額を表す。

(e) 受取利息

受取利息は、実効金利法による期間比例ベースで認識され、現金および現金同等物による受取利息を含む。

(f) 費用

すべての営業費用は、包括利益計算書において、発生主義により認識される。

(g) 外貨建取引

外貨建ての投資その他の資産および負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての有価証券の購入および売却ならびに費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。

外貨建て投資およびその他の外貨建て取引に係る為替変動から生じた実現正味為替差損益の報告額は、それぞれ包括利益計算書の投資に対する純益および外為取引に係る為替差益(純額)に含まれている。

(h) 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産

受託会社は本トラスの受益証券保有者のために、マスター・トラスの信託約款と補遺目論見書の規定に従い、信託ファンドの本トラスの資産を保有する。本トラスは、発行する金融商品とその契約条件の実質的内容に応じて金融負債または資本性金融商品に分類している。本トラスは2つのクラスの受益証券を発行している。これらは本トラスの金融商品のうちの最も劣後するクラスであり、2つのクラスはすべての重要な点において同順位である。これら2つのクラスは、通貨、ポートフォリオ資産、分配率および最低発行額を除き、同一の条件に従う。解約可能受益証券は、受益者に、各解約日および本トラスの清算時における各自の持分割合に応じた本トラスの純資産の価値に対応する現金による買戻しを要求する権利を提供する。

東京海上・CAT債券・ファンド
未監査財務諸表
2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(h) 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産(続き)

金融商品の各クラスの条項に差異があることから、本トラストの解約可能受益証券は金融負債に分類されている。

(i) 受益証券1口当たり純資産価格

本トラストの1口当たり純資産価格は、マスター・トラストの信託約款に従って、各クラスの解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の総額を、各クラスの発行済受益証券口数で除することによって算定される。

(j) 設立費用

本トラストの募集書類は、トレーディング純資産価値の算定目的上、設立費用を3事業年度に亘って償却することを要求している。一方、IFRSは設立費用を発生時に費用計上することを要求している。管理会社は、引き続き設立費用を3年間に亘って償却するものとして表示することを選択した。

本トラストの受益証券はIAS第32号に従って負債に分類されている。この負債は、本トラストが買戻し時に支払う義務のある金額により測定される。かかる金額は本トラストの募集書類に従って計算されるトレーディング純資産価値に基づいている。

(k) 税務

本トラストはケイマン諸島における所得、利益またはキャピタルゲインに対する税の支払を免除されている。本トラストは、ケイマン諸島総督より、マスター・トラストの設立日から50年間、所得、利益またはキャピタルゲインに課される現地のあらゆる税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に未払所得税は計上されていない。

4 財務リスク管理

本トラストの投資ポートフォリオはCAT債券その他の保険連動証券への投資および通貨フォワードで構成される。本トラストの投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。本トラストがエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。財政状態計算書作成日の時点で保有する金融商品の性質と残高、および本トラストが採用しているリスク管理ポリシーについて、以下に記載する。

東京海上・CATボンド・ファンド
未監査財務諸表
2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(a) 市場リスク

市場リスクは、損失および利益の両方の可能性を持ち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクを含む。

本トラストの運用リスク管理戦略は、募集書類に記載された投資目標および投資制限に基づいて実行される。本トラストは、主にCATボンドの投資(ただし、その他の保険連動証券への投資も行う)を通じてインカムゲインを提供するよう努めるものである。本トラストのポートフォリオの投資対象を選択するにあたり、副投資運用会社は以下の要因を考慮する。

- ・ 自ら行うCATボンドおよび関連市場(CATボンドのトレンド、再保険市場および当該セクターの投資トレンドを含むがこれらに限定されない)の分析
- ・ 各CATボンドのリスク特性(地震およびハリケーンを含むがこれらに限定されない)
- ・ 各CATボンドの地域特性およびスプレッド水準

上記の要因に加えて、副投資運用会社は、可能な限り、日本に関連するリスクに晒されるCATボンドへの投資を避けるように対象投資を運用する。

副投資運用会社は、CATボンドの市場全体の危険の種類/地理的特性を考慮しつつ、本トラストの投資対象とするCATボンドの危険の種類または地理的特性を分散化するよう努める。実物不動産投資を通じて本トラストがそのエクスポージャーを獲得するCATボンドは、一般に、特定目的ピークル(以下、「SPV」という)が発行するレバレッジの掛かっていない仕組債である。各SPVは定義された事象の発生についてのリスクを負い、CATボンドの発行を通じて当該エクスポージャーの全額をカバーする資金を調達する。これにより、スポンサーとの間で締結されるリスク移転契約から発生するリスクを担保し、かかるリスクを直接移転する。

また、本トラストの資産は主として米ドルやユーロのような通貨建てとなることが予想される(ただし、これらの通貨に限定されない)。投資運用会社は一般に、スポット契約、外国為替先渡契約およびNDF取引(クロス外国為替先渡契約を含む)(以下、総称して「通貨フォワード」という)を締結して、通貨変動のヘッジを試みることができる。投資運用会社は、以下の通貨フォワードを締結することで、受益者のために為替変動リスクをヘッジするよう努める。

- ・ 米ドル(年2回)クラスに関して、投資運用会社は、米ドル(年2回)クラスのUSD(すなわち、当該受益証券の通貨)のUSD以外の通貨に対する為替変動エクスポージャーをヘッジするための戦略を実施する計画である。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

- 円(年2回)クラスに関して、投資運用会社は、円(年2回)クラスのJPY(すなわち、当該受益証券の通貨)のJPY以外の通貨に対する為替変動エクスポージャーをヘッジするための戦略を実施する計画である。

副投資運用会社は、CATボンドのリスク特性の指標となる指数に対する差異を月次ベースで監視する。副投資運用会社が用いるベンチマーク指数は、スイス・リー・グローバルCATボンドパフォーマンス指数トータルリターンである。

副投資運用会社は、本トラストの投資を本トラストの投資目標および戦略に従って管理するが、その際、本トラストの資産の使用または投資が本トラストの投資制限に抵触することを防止するための必要かつ経済的に合理的な措置を講じる。投資運用会社は、社内で作成し定期的に更新する運用ガイドラインに従って運用活動を行う。管理会社は、受託会社に対し、通常の業務の範囲外の事象の発生または状況の結果要求される運用意思決定またはその他の運用活動に関する助言を行う。

() 価格リスク

価格リスクとは、個別投資またはその発行会社に固有の要因によるか、当該市場で取引される全商品に影響を及ぼす要因によるかを問わず、市場価格の変動の結果として、投資の価値が変動するリスクを指す。

本トラストが保有する投資の価値は公正価値で測定され、それに伴う公正価値の変動は包括的利益計算書において認識されるため、市場環境におけるすべての変動は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産および包括利益の合計に直接的な影響を及ぼす。

本トラストの投資(その大部分はCATボンドへの投資)は、変動金利証券として発行されるものであり、投資家は指定された指数に対する所定のスプレッド(または通常短期マネー・マーケット・ファンドに投資される高品質担保からのリターン)を受領する。こうした指数(担保リターン)は、その時点での短期金利に基づいて定期的に改定される。CATボンドの価格は、投資家が得るスプレッドと逆相関がある。また当該スプレッドは、モデルにより算定される期待損失および危険ゾーン、リスク認識、市場トレンド、経済的混乱等その他の市場要因の関数である。

以下の表は、本トラストが保有する投資の2018年3月29日現在の集中状況を示す。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

() 価格リスク(続き)

2018年3月29日

	市場価値 USD	全体に対する 比率(%)
国*		
アイルランド	3,476,723.14	7.42
バミューダ	28,536,988.43	60.94
ケイマン諸島	10,023,131.37	21.41
国際機関(世界銀行グループ)	4,788,679.38	10.23
合計	46,825,522.32	100.00

* 国別の分類は設立国に基づく。

一般に、例えば米国のハリケーンのような特定の地域における特定の大災害のリスクへの集中がみられる。これは、CATボンドのリスク全体の中の高い割合を占める。したがって、これらの事象が発生した場合、これらのCATボンドの価格は大幅に下落する可能性があり、本トラストに多額の損失が発生する可能性がある。

本トラストの投資は、以下の業種に集中している。

2018年3月29日

	市場価値 USD	全体に対する 比率(%)
業種		
保険	17,410,305.89	37.18
金融 - 金融サービス	24,626,537.05	52.59
政府	4,788,679.38	10.23
合計	46,825,522.32	100.00

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

() 価格リスク(続き)

本トラストは、その投資方針に従って主にCATボンドに投資している。副投資運用会社が本トラストに適用するリスク管理の枠組みは以下の3つのリスク監視活動から構成される：(1)単一のCATボンドのウェイトが本トラストの最新の純資産価値の10%を超えないよう行う日次監視、(2)単一の債券発行体のウェイトが本トラストの最新の純資産価値の35%を超えないよう行う日次監視、および(3)1%水準での年次バリュアットリスク指標(VaR)の月次計算。

2018年3月29日現在、本トラストの1%水準での年次VaRは16,826,719米ドルである。これは、100年に1度の確率で発生する最大損失額を表す。

近年、CATボンドにおいて、スポンサー(保険会社や再保険契約のカウンターパーティ等)および発行体の集中が顕著になってきている。自然大災害が発生した場合にCATボンドの元本の一部または全額が毀損する可能性に加え、このようなエクスポージャーの集中状況の結果、本トラストは、より幅広い業種および発行体に投資する分散化したファンドに比べてより多額の損失が発生する可能性がある。

2018年3月29日現在、単一の負債性金融商品および発行体であって、それぞれ解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の10%および35%を超えるものはない。

() 金利リスク

本トラストは有利子金融資産および金融負債を保有することから、財政状態およびキャッシュ・フローへの市場金利水準の変動の影響に関連するリスクに晒される。一般に、固定金利証券の金利リスクは変動金利証券よりも高い。したがって、金利上昇局面では、固定金利証券の価値は変動金利証券に比べてより大きく下落する。名目金利が上昇するにしたがって、本トラストの価値は下がる可能性が高い。名目金利は、実質金利と期待インフレ率の合計値として記述することができる。

固定金利証券およびデュレーションの長い変動金利証券は、金利の変動に対する感応度がより高く、通常デュレーションの短い証券よりも高いボラティリティを示す。

一般に、CATボンドは通常変動金利証券として発行される。こうした証券の利率は金利の変動にある程度連動しているため、金利の変動に対する感応度は比較的低下する。しかしながら、裏付資産である短期金融市場商品の残存期間から一定の軽微な金利リスクが発生する。

東京海上・CATボンド・ファンド
未監査財務諸表
2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

(a) 市場リスク（続き）

() 金利リスク（続き）

2018年3月29日	1カ月未満 USD	1カ月～1年 USD	1年～5年 USD	5年超 USD	無利息 USD	合計 USD
資産						
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	10,346,988.69	36,083,916.16	-	-	12,718.12	46,443,622.97
未収利息	-	-	-	-	394,617.47	394,617.47
その他の資産	-	-	-	-	127,132.52	127,132.52
現金および現金同等物	9,758,138.24	-	-	-	-	9,758,138.24
資産合計	20,105,126.93	36,083,916.16	-	-	534,468.11	56,723,511.20
負債						
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	-	-	-	-	63,155.93	63,155.93
未決済取引債務	-	-	-	-	1,762,854.17	1,762,854.17
未払費用および その他の債務	-	-	-	-	156,932.13	156,932.13
負債合計 (解約可能受益証券の 受益者に帰属する 純資産を除く)	-	-	-	-	1,982,942.23	1,982,942.23
利息および 感応度ギャップ合計	20,105,126.93	36,083,916.16	-	-	(1,448,474.12)	54,740,568.97

金利感応度分析

当期の金利変動のボラティリティは、財政状態計算書日における金利の50ベースポイント（以下、「bps」という）の変動に基づいて算定される。この分析は、他のすべての変数が一定であると仮定して行われる。

金利変動の純資産に対する影響

2018年3月29日	25 bps 上昇 USD	25 bps 下落 USD
	受益者に帰属する純資産への正味影響額	(9,750.49)

本トラストの金融資産および金融負債別のキャッシュ・フロー金利リスクに対するエクスポージャーは、主に、変動金利の短期市場金利商品で保有されている現金および現金同等物から構成される。これらの残高に対する市場金利変動の影響は、本トラストにとって重要ではない。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

() 為替リスク

本トラストは、金融商品に投資する際、機能通貨以外の通貨建ての取引を行う場合がある。その結果、本トラストは、機能通貨の他の通貨に対する為替レートが変動し、本トラストの資産または負債のうちの機能通貨である米ドルを含む特定の通貨建ての資産または負債に悪影響が生じるリスクに晒される。

以下の表は、本トラストの為替リスクに対する総エクスポージャーを2018年3月29日時点で米ドル換算した額で示すものである。

2018年3月29日	JPY USD	EUR USD
資産		
現金および現金同等物	6,218.68	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	3,404,533.47
未収利息	-	72,189.67
その他の資産	74,618.11	-
資産合計	80,836.79	3,476,723.14
負債		
未決済取引債務	-	-
未払費用およびその他の債務	-	-
負債の部合計	-	-
通貨フォワード	24,902,822.07	(3,385,676.88)
正味エクスポージャー合計	24,983,658.86	91,046.26

上記の表の金額は、資産および負債の帳簿価額および為替予約の市場価額に基づくものである。

感応度分析

2018年3月29日現在の貨幣性資産および負債の為替リスクに対する正味エクスポージャーは25,074,705.12米ドルであった。2018年3月29日現在、他のすべての通貨に対して米ドルが5%上昇した場合、他の変数を一定と仮定すると、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産および包括利益計算書に計上される解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動額は1,253,735.26米ドル減少していた。反対に他のすべての通貨に対して米ドルが5%下落した場合、他の変数を一定と仮定すると、同額の逆方向の影響が発生していた。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(b) 信用リスク

信用リスクは、金融商品のカウンターパーティが、本トラストとの間で締結した債務またはコミットメントを履行しないリスクを指す。金融資産の帳簿価額は、財政状態計算書日現在の信用リスクエクスポージャーの上限額を最も適確に表すものである。

本トラストの資産の投資対象となる債券は、その元本または利息が支払われないリスクに晒される。財政状態の悪化により、発行体の元利金の支払能力が損なわれる可能性がある。発行体の元利金支払能力が損なわれた(または損なわれたと認識された)場合、本トラストの資産として保有されている証券の価値に影響が生じる場合がある。

特に、CATボンドの価格は、自然大災害の発生、疫病の流行または債券の条件に定義されたトリガーポイントを超過することによりCATボンド発行体の債務不履行またはその可能性が発生した場合、大きく下落する可能性がある。

信用リスクは、取引の相手先に承認された仲介業者その他の信頼できる金融機関を選ぶことにより軽減される。また、本トラストの金融資産は確立され承認されたカウンターパーティにより保管されている。上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して受渡時に決済/支払が行われる。購入に対する支払は、仲介業者が購入した証券を受領した後に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。本トラストは、個別のカウンターパーティへのエクスポージャーに基づいて集中リスクを決定する。

本トラストの実質的にすべての資産は保管銀行が保有する。保管会社に破産または支払不能が発生した場合、保管会社に保管されている投資および現金および現金同等物に対する本トラストの権利が遅延または限定される可能性がある。本トラストは、保管会社の信用状態および財務ポジションを監視することにより、このリスクを監視する。

以下の表は、当ファンドの資産が保管されている銀行および保管会社のムーディーズによる2018年3月29日現在の信用格付を要約したものである。

2018年3月29日

	公正価値 USD	信用格付
<u>銀行</u>		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	9,758,138.24	A1
<u>保管会社</u>		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	46,825,522.32	A1
<u>金融デリバティブのカウンターパーティ</u>		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	12,718.12	A1

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(c) 流動性リスク

本トラストは資産を比較的非流動的な証券に投資するため、当ファンドの投資を望ましい価格およびタイミングで処分する管理会社の能力が制限される可能性がある。その上、こうした投資の再売却は契約上の条項により制限される場合があり、こうした条項はその投資の価値自体に影響を及ぼす可能性がある。また、取引所によって特定の金融商品または契約の取引が停止される可能性、特定の金融商品または契約の即時売却および決済を求める命令が下される可能性、または特定の金融商品または契約の取引を売却目的に限って認める命令が下される可能性もある。非流動性リスクは、店頭取引の場合にも発生する可能性がある。こうした金融商品または契約には規制された市場が存在しない場合もあり、買呼値と売呼値はそれらの金融商品または契約の仲買業者によってのみ形成される可能性が高い。また、時価のない有価証券への投資には流動性リスクが伴う。加えて、こうした証券は価値評価が困難であり、その発行体は必ずしも規制された市場の投資家保護規制に服しない。

一般に、CATボンドは流動性が低く、市場参加者が限定されており、セカンダリー市場でのCATボンドの価格はボラティリティが高い。したがって、CATボンドの売却価額は、以前の価格水準から大きく割り引かれたものとなる場合がある。さらに、一部のCATボンドにはセカンダリー市場が存在しない可能性があり、その場合には店頭取引により買い手を探す必要がある場合もある。したがって、CATボンドの売却価額は、以前の価格水準から大きく割り引かれたものとなる場合があり、その結果本シリーズ・トラストに多額の損失が発生する可能性がある。

さらに、本トラストが短期間で多くの購入申込みを受け一方、投資制限を遵守した上で投資先となる十分なCATボンドを発見できない場合、本トラストは一時的に多額の現金を保有する可能性がある。この場合、受益者のCATボンドに対するエクスポージャーは希釈化する。

また、本トラストは、大災害の発生時のような受益者にとって最も得策であると考えられるような重要な状況においては、各クラスの受益証券の買戻し/購入の申込みを一時停止または解除する場合がある。

(d) その他のリスク

ボラティリティリスク

先物およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格はボラティリティが大きい。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、金利、需給関係の変化、政府の貿易、財政、金融および為替管理プログラムおよび政策、国内および国際的な政治および経済事象および政策等の影響を受ける。

また、政府は時折直接的におよび規制を通じて特定の市場、特に為替および金利に関連する先物およびオプション市場に介入する。こうした介入は、しばしば価格に直接影響を及ぼすことを目的として行われ、他の要因と一緒に、金利変動等を通じてそれらの市場をすべて急激に同じ方向に向かわせる場合がある。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(d) その他のリスク(続き)

手法および金融商品のリスク

手法および金融商品の利用には一定の特別なリスクが伴うが、それらのリスクには以下が含まれる：
()ヘッジ対象となる投資の価格および金利の動きを予測する能力への依存性、()ヘッジ手段とヘッジ対象である投資または市場との間の不完全な相関関係、()これらの金融商品を利用するために必要なスキルが投資の選定に必要なスキルとは異なるという事実、および()効果的なポートフォリオ管理または買戻し請求に応じる能力に対する障害が発生する可能性。

5 公正価値測定

本トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される：

- ・ 活発な市場における同一の資産または負債に関する公表価格(未修正)(レベル1)。
- ・ レベル1に含まれる公表価格以外のインプットであって、当該資産または負債に関して直接(価格として)または間接的に(価格から導出される)観察可能なインプット(レベル2)。
- ・ 当該資産または負債に関する観察可能な市場データに基づかないインプット(すなわち、観察不能なインプット)(レベル3)。

公正価値測定がその全体として分類される公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、公正価値測定をその前提として捉えた場合に重要である最低レベルのインプットをベースとして決定されたものである。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合でも、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、本トラストによる判断による部分が多い。本トラストは、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能であり、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであるとみなす。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

5 公正価値測定(続き)

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品

以下の表は、2018年3月29日現在の純損益を通じて公正価値で測定される金融商品を、公正価値測定を分類する公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものである。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	USD	USD	USD	USD
2018年3月29日				
<i>純損益を通じて公正価値で</i>				
<i>測定する金融資産</i>				
未収利息を含む				
債務証券への投資	-	46,825,522.32	-	46,825,522.32
為替予約への投資	-	12,718.12	-	12,718.12
	-	46,838,240.44	-	46,838,240.44
<i>純損益を通じて公正価値で</i>				
<i>測定する金融負債</i>				
為替予約への投資	-	(63,155.93)	-	(63,155.93)
	-	(63,155.93)	-	(63,155.93)

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。これらには、CATボンドおよび通貨フォワードへの投資が含まれる。

CATボンドへの投資は、注記3(a)()に記載した方針に従って価値の評価を行う。CATボンドの価格は、仲介業者4社の買呼値と売呼値から算出される。これらの仲介業者はCATボンド市場の主要マーケット・メーカーであり、自社の価格決定モデルを用いて入手可能な一般に公開されたCATボンドの取引価格に基づいて価格を算定している。そのような取引が無い場合、各仲介業者は、CATボンドの価格を類似した債券の市場データから算定する。観察可能な市場インプットに基づいてCATボンドの公正価値を測定するための十分な情報が入手可能である。しかしながら、推定された価値は、近い将来最終的に実現する金額と著しく異なる可能性があり、その違いが重大な要因となりうる。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

5 公正価値測定(続き)

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品(続き)

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品には以下が含まれる：

- () 現金、その他資産、未決済取引債務、未払費用およびその他の債務。これらは短期金融資産および金融負債であり、その短期的性質から、その帳簿価額は公正価値に近似している。
- () 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産。本トラストは、解約可能受益証券の買い戻しおよび発行につき、財務諸表における算定方法と同一の方法により買戻時点における本トラストの純資産に対する持分割合を算定し、かかる割合の買い戻しおよび発行を行う。従って、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の帳簿価額は、ほぼ公正価格に等しい。解約可能受益証券は、公正価値ヒエラルキーにおいてレベル2に分類される。

デリバティブ金融商品

本トラストは為替予約契約を締結する。為替先渡契約は、特定の数量の通貨を将来の特定の日に特定の価格で売買することを当事者間で約束する契約である。開始時には元本金額の交換は発生せず、正味の債権・債務ポジションは満期日に決済される。通貨フォワードは、円(年2回)クラスおよび米ドル(年2回)クラスに起因する為替リスクを管理しヘッジするために利用される。報告日現在、以下の未決済の為替予約契約が存在する。

2018年3月29日

満期日	契約数	公正価値(純額) USD
2018年5月11日	2	(63,155.93)
2018年4月13日	1	12,718.12
合計		(50,437.81)

為替予約契約により購入および売却された通貨には米ドル、ユーロおよび日本円が含まれる。これは、本トラストの投資目標と整合的である。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

5 公正価値測定(続き)

デリバティブ金融商品(続き)

以下の表は、為替予約契約の想定エクスポージャーを示したものである。

2018年3月29日	公正価値 USD	想定元本 USD
デリバティブ資産		
為替予約	12,718.12	24,965,978
デリバティブ負債		
為替予約	(63,155.93)	(3,398,395)

金融資産および金融負債

IFRS第7号「開示 - 金融資産と金融負債の相殺」に対する最近の改訂に従って、本トラストは、貸借対照表上の金融資産と金融負債の相殺の影響を開示する。この開示によって、財務諸表利用者は認識された資産および負債に係るネットティング契約の財政状態への影響または潜在的な影響を評価することができる。これらの認識済資産および負債は、強制可能なマスター・ネットティング契約または類似の契約の条件に服する金融商品およびデリバティブ商品または以下の相殺権基準を満たす金融商品およびデリバティブ商品である：本トラストが他の当事者に対して支払義務を負う金額が決定可能であり、本トラストが当該金額を他の当事者が支払義務を負う金額と相殺する権利を有していること、本トラストが相殺を行う意図を有していること、および本トラストの相殺権が法律により強制可能であること。

2018年3月29日現在、本トラストは、財政状態計算書上相殺可能でありマスター・ネットティング契約に服する金融商品およびデリバティブ商品を保有している。このマスター・ネットティング契約は、カウンターパーティに本トラストのために提供されている担保またはカウンターパーティの負債または支払義務を本トラストが当該カウンターパーティに対して負う負債または支払義務と相殺することを認めるものである。

2018年3月29日現在の強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似の契約に服する金融資産および金融負債は以下のとおりである。

内容	認識済金融 資産の総額 USD	財政状態計算書 上で相殺された 金額の総額 USD	財政状態計算書 に計上された 金融資産の純額 USD	財政状態計算書上で相殺 されていない関連する金額		純額 USD
				金融商品 (a) USD	受領した現金 担保(a) USD	
為替先渡契約						
バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン	12,718.12	-	12,718.12	(12,718.12)	-	-

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

5 公正価値測定(続き)

金融資産および金融負債(続き)

内容	認識済金融 資産の総額 USD	財政状態計算書 上で相殺された 金額の総額 USD	財政状態計算書 に計上された 金融資産の純額 USD	財政状態計算書上で相殺 されていない関連する金額		純額 USD
				金融商品 (a) USD	受領した現金 担保(a) USD	
為替先渡契約						
バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン	(63,155.93)	-	(63,155.93)	12,718.12	-	(50,437.81)

(a) これらの金額は、デリバティブ資産または負債の残高に限定されている。このため、受領したまたは差入れられた超過担保は含まれていない。

6 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

2018年3月29日

	USD
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	
債務証券	46,430,904.85
為替予約	12,718.12
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	<u>46,443,622.97</u>
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	
為替予約	63,155.93
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	<u>63,155.93</u>

7 投資に対する純益

投資に対する純益は、以下により構成される：

2017年8月15日(設立日)から

2018年3月29日までの期間

USD

デット投資の未実現損失の変動	(1,057,461.85)
為替予約の正味実現利益	1,124,950.84
為替予約の未実現損失の変動	(50,437.81)
投資に対する純益	<u>17,051.18</u>

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

8 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産

発行済全額払込済受益証券口数の変動は以下のとおりである。

発行済全額払込済受益証券

	円(年2回) クラス (口数)	米ドル(年2回) クラス (口数)
2017年8月15日(設立日)		
現在の残高	-	-
解約可能受益証券の発行	272,069.205	3,038,954.993
解約可能受益証券の解約	-	-
2018年3月29日現在の残高	272,069.205	3,038,954.993

受益者は、各買戻し日に管理事務代行会社の販売会社を通じて購入または買戻しの申込みを行うことができる。購入または買戻し価格は、当該買戻し日の該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格である。

分配

管理会社は、投資運用会社との協議を経て、分配期間中の純投資収益、純実現および未実現キャピタルゲイン、同期間中に受領した各受益証券クラスに帰属する資本金等の要因を考慮して、半期ごとの各分配宣言日に各クラスに係る分配額を決定することができる。

分配は、当該分配宣言日の直前の分配基準日に受益者として登録されている者に対して行われる。管理会社は、分配期間中の純投資収益、純実現および未実現キャピタルゲイン、および同期間中に受領した各受益証券クラスに帰属する資本金の金額がそれ自体では半期分配の資金源として不十分であると認められる場合であって、適切と認められる場合、投資運用会社との協議を経て、特定の分配期間について分配の全額または一部を受益証券に帰属する投資元本から支払うことを選択することができる(同金額がキャピタルゲインを超過する場合を含む)。また、管理会社は、受益証券に帰属する投資元本から支払う選択肢があるにもかかわらず、特定の分配期間について受益証券について半期分配を支払わないことを選択することができる。管理会社がかかる選択を行いうる状況としては、管理会社がその単独の裁量の下で、本トラストの投資目標およびポリシーが過去6カ月間においてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、投資運用会社との協議を経てこうした選択が適切であると思われる程度にアンダーパフォームしたと判断した場合が含まれるが、これらに限られない。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

8 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産(続き)

本トラストの終了に伴い、受託会社は既存の受益者に対して、その保有口数に応じて、本トラストの資産の現金化により回収した現金の全額を分配する。受託会社は、終了に関連してまたは起因して発生または負担したものが否かを問わず、受託会社において適切に発生または負担したすべての費用、債務、負債、対価、費用、請求および要求の支払に充当するために必要な現金を留保することができる。

2017年8月15日(設立日)から2018年3月29日までの期間中、解約可能受益証券の受益者に対する分配は行われなかった。

9 未払費用

2018年3月29日

USD

未払管理事務代行報酬	10,150.56
未払管理会社報酬	85,224.01
未払監査報酬	12,994.83
未払保管会社報酬	1,874.16
未払販売報酬	25,516.81
未払報酬代行会社報酬	14,609.74
未払登録・名義書換代行報酬	1,312.14
未払受益証券クラス手数料	3,123.60
未払代行協会員報酬	2,126.28
	156,932.13

10 関連当事者取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

報酬代行会社は、本トラストの通常経費を支払う責任に基づく関連当事者である。報酬代行会社は、各評価日までに日次で発生し、同日に計算された純資産価値の0.12%を年当たりの報酬代行会社報酬として受け取るものとし、同報酬は本トラストの資産から支払われる。

管理会社は、信託約款の条件に従って、本トラストの資産の投資、異なるクラスの受益証券の発行、受益証券の買戻し、および受益証券の各クラスについての分配の宣言を行う裁量権に基づく関連当事者である。管理会社は、報酬代行会社報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理会社報酬として受け取るものとし、同報酬は月割りの後払いで報酬代行会社より支払われる。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2018年3月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

10 関連当事者取引(続き)

投資運用会社は、投資運用契約の条件に従って管理会社から委託された、本トラスの資産の投資、運用および再投資ならびに投資対象ポートフォリオに関する日常的な裁量投資意思決定および通貨フォワードの管理の責任に基づく関連当事者である。投資運用会社は、各評価日までに日次で発生し、同日に計算された純資産価値の0.70%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで四半期毎に本トラスの資産から支払われる。

副投資運用会社は、副投資運用契約の条件に従って投資運用会社から再委託された投資対象ポートフォリオの日常的な投資意思決定の責任に基づく関連当事者である。副投資運用会社は、各評価日までに日次で発生し、同日に計算された純資産価値の0.50%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は投資運用会社により運用会社報酬から支払われる。

受託会社は、本トラスの運営および管理に全面的な権限を有することによる本トラスとの関係に基づく関連当事者である。受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が本トラスの資産から毎年前払いで支払われるものとする。受託会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、本トラスの資産から払い戻しを受ける権利を有する。

保管会社は、受託会社との関係に基づく関連当事者である。保管会社は、保管サービスの提供に対し、
() 毎月末に米国市場およびユーロ市場において保有する証券のそれぞれ0.01%および0.02%を年当たりの報酬として、および () 別途作成する報酬明細書に従って各評価日までに日次で発生し、同日に計算された金額をその他の報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月本トラスの資産から支払われる(ただし、年額12,000米ドルを超えないものとする)。保管会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、本トラスの資産から払い戻しを受ける権利を有する。

管理事務代行会社は、受託会社との関係に基づく関連当事者である。管理事務代行会社は、() 登録・名義書換代行報酬：各受益証券クラスにつき月額350米ドルおよび各受益証券クラスの各取引につき20米ドル、() ファンド会計および管理報酬：各評価日までに日次で発生し、同日に計算された純資産価値の0.08%(年額。ただし、年間65,000米ドルを超えないものとする)、() 受益証券クラス手数料：各受益証券クラスにつき年額10,000米ドルを受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月本トラスの資産から支払われる。管理事務代行会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、本トラスの資産から払い戻しを受ける権利を有する。

東京海上・CATボンド・ファンド
未監査財務諸表
2018年3月29日**未監査財務諸表に対する注記(続き)****10 関連当事者取引(続き)**

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(以下、「販売会社」および「代行協会員」という)は、管理会社との関係に基づく関連当事者である。販売会社は、管理会社から、受益証券販売および買戻し契約に従って米ドル(年2回)クラスおよび円(年2回)クラスの販売を行う権限を与えられている。販売会社は、各評価日までに日次で発生し、同日に計算された米ドル(年2回)クラスおよび円(年2回)クラスに帰属する純資産価値の0.60%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月本トラストの資産から支払われる。

代行協会員は、管理会社から、代行協会員契約に従って米ドル(年2回)クラスおよび円(年2回)クラスの代行協会員として行為を行う権限を与えられている。代行協会員は、各評価日までに日次で発生し、同日に計算された米ドル(年2回)クラスおよび円(年2回)クラスに帰属する純資産価値の0.05%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月本トラストの資産から支払われる。

(2)【投資有価証券明細表等】

	銘柄	通貨	地域	種類	時価 (千米ドル)	投資比率 (%)
1	RESIDENTIAL RE 0.0 06DEC24 144A FRN	米ドル	ケイマン	社債	2,249.52	4.1
2	GALILEO RE L 9.68313 06NOV20 144A F	米ドル	バミューダ	社債	2,011.85	3.7
3	GOLDEN ST RE I 0.0 08JUL19 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	2,007.78	3.7
4	URSA RE LTD 0.0 27MAY20 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	2,007.80	3.7
5	MERNA RE LTD 0.0 08APR20 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	2,004.30	3.7
6	INTERNATIONA 8.38769 15JUL21 144A F	米ドル	国際機関	国際機関債	2,017.43	3.7
7	HEXAGON REINSU 8.0 17JAN25 144A FRN	ユーロ	アイルランド	社債	1,824.21	3.3
8	RESIDENTIAL RE 0.0 06DEC24 144A FRN	米ドル	ケイマン	社債	1,746.70	3.2
9	HEXAGON REINSU 6.5 17JAN25 144A FRN	ユーロ	アイルランド	社債	1,519.91	2.8
10	SANDERS RE LTD 0.0 28MAY21 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	1,502.76	2.8
11	URSA RE LTD 0.0 10DEC22 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	1,500.62	2.7
12	VITALITY RE V 0.0 07JAN20 144A FRN	米ドル	ケイマン	社債	1,342.70	2.5
13	KENDALL RE L 7.45167 06MAY24 144A F	米ドル	バミューダ	社債	1,252.92	2.3
14	KILIMANJARO 6.82878 05MAY26 144A FR	米ドル	バミューダ	社債	1,253.71	2.3
15	KILIMANJARO 7.90188 20APR21 144A FR	米ドル	バミューダ	社債	1,019.14	1.9
16	CAELUS RE IV L 0.0 06MAR24 144A FRN	米ドル	ケイマン	社債	1,025.14	1.9
17	ALAMO RE LTD 0.0 08JUN23 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	1,017.84	1.9
18	SPECTRUM CAP 5.66688 08JUN21 144A F	米ドル	バミューダ	社債	1,013.94	1.9
19	SANDERS RE LT 0.01 07APR22 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	1,012.87	1.9
20	CRANBERRY RE 4.09313 13JUL23 144A F	米ドル	バミューダ	社債	1,010.53	1.9
21	URSA RE LTD 0.0 27MAY20 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	1,010.30	1.8
22	KILIMANJARO RE 0.0 25NOV19 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	1,009.91	1.8
23	NORTHSHORE RE 0.0 06JUL20 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	1,013.54	1.9
24	EAST LANE RE V 0.0 13MAR23 144A FRN	米ドル	ケイマン	社債	1,008.56	1.8
25	METROCAT RE LT 0.0 08MAY20 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	1,010.84	1.9
26	TAILWIND RE LT 0.0 08JAN25 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	1,013.85	1.9
27	RESIDENTIAL R 3.56 06JUN20 144A FRN	米ドル	ケイマン	社債	1,001.25	1.8
28	ARMOR RE II LT 0.0 08JUN23 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	1,002.60	1.8
29	TRAMLIN RE II 0.0 04JAN19 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	1,005.25	1.8
30	CITRUS RE LTD 0.0 25FEB21 144A FRN	米ドル	バミューダ	社債	1,001.69	1.8

4【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

管理会社の払込済み資本金の額は、2018年4月末日現在735,000米ドル(約8,037万円)です。

(注)米ドルの円換算額は、2018年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.35円)によります。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2018年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	4	149,666,853米ドル
			18,140,170豪ドル
			4,123,495,142円
	私募	33	690,884,617,479円

(3)【その他】

本書提出前6か月以内において訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

5【管理会社の経理の概況】

- a. 管理会社の直近2事業年度(2015年1月1日から2015年12月31日までおよび2016年1月1日から2016年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2018年4月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.35円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【資産及び負債の状況】

包括利益計算書

2016年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

	注記	2016年度		2015年度	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益	4	195,000	21,323	180,000	19,683
その他収益	5	6,342	693	4,863	532
その他営業費用		<u>(113,983)</u>	<u>(12,464)</u>	<u>(85,045)</u>	<u>(9,300)</u>
営業利益		87,359	9,553	99,818	10,915
財務費用		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
税引前利益	7	87,359	9,553	99,818	10,915
法人税等	8	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
当期純利益および包括利益		<u>87,359</u>	<u>9,553</u>	<u>99,818</u>	<u>10,915</u>

注記は本財務諸表の一部をなすものである。

財政状態計算書

2016年12月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	2016年度		2015年度	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
流動資産					
現金および現金同等物	10	748,103	81,805	864,912	94,578
関連会社に対する債権	11	373,114	40,800	180,000	19,683
雑資産、預金その他の資産		100,343	10,973	90,548	9,901
直接持株会社に対する債権	12	1,000	109	1,000	109
流動資産合計		<u>1,222,560</u>	<u>133,687</u>	<u>1,136,460</u>	<u>124,272</u>
流動負債					
その他負債		<u>1,886</u>	<u>206</u>	<u>3,145</u>	<u>344</u>
流動負債合計		<u>1,886</u>	<u>206</u>	<u>3,145</u>	<u>344</u>
純資産		<u>1,220,674</u>	<u>133,481</u>	<u>1,133,315</u>	<u>123,928</u>
資本金および準備金					
株主資本	13	735,000	80,372	735,000	80,372
利益剰余金		<u>485,674</u>	<u>53,108</u>	<u>398,315</u>	<u>43,556</u>
		<u>1,220,674</u>	<u>133,481</u>	<u>1,133,315</u>	<u>123,928</u>

2017年6月28日、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

取締役 ブライアン・バークホルダー

注記は本財務諸表の一部をなすものである。

株主資本等変動計算書

2016年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

	株式資本		利益剰余金		合計	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
2015年1月1日現在	735,000	80,372	298,497	32,641	1,033,497	113,013
当期純利益および包括利益	-	-	99,818	10,915	99,818	10,915
2015年12月31日および 2016年1月1日現在	735,000	80,372	398,315	43,556	1,133,315	123,928
当期純利益および包括利益	-	-	87,359	9,553	87,359	9,553
2016年12月31日現在	<u>735,000</u>	<u>80,372</u>	<u>485,674</u>	<u>53,108</u>	<u>1,220,674</u>	<u>133,481</u>

注記は本財務諸表の一部をなすものである。

キャッシュ・フロー計算書
2016年12月31日終了事業年度
(米ドルで表示)

	注記	2016年度		2015年度	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動					
税引前利益		87,359	9,553	99,818	10,915
調整:					
受取利息		(6,342)	(693)	(4,863)	(532)
運転資金変動前営業利益		81,017	8,859	94,955	10,383
関連会社に対する 債権の増加		(193,114)	(21,117)	(60,000)	(6,561)
雑資産、預金その他の 資産の増加		(9,795)	(1,071)	(10,303)	(1,127)
その他負債の増加(減少)		(1,259)	(138)	1,333	146
営業活動に(使用した)/ より生じた現金		(123,151)	(13,467)	25,985	2,841
投資活動					
受取利息		6,342	693	4,863	532
投資活動により生じた現金		6,342	693	4,863	532
現金および現金同等物の 純増(減)額		(116,809)	(12,773)	30,848	3,373
現金および現金同等物の 1月1日現在残高		864,912	94,578	834,064	91,205
現金および現金同等物の 12月31日現在残高	10	748,103	81,805	864,912	94,578

注記は本財務諸表の一部をなすものである。

財務諸表に対する注記

(別段の表記のない限り米ドルで表示)

1 主たる事業および登録事業所

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド内(c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1 - 1104, Cayman Islands)に所在する。

2 重要な会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の財務報告基準、国際会計基準(以下、「IAS」という。)および国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

2 重要な会計方針(続き)

(c) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告会計期間末の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預け金および銀行の手元現金であり、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

(e) 売掛金

売掛金は、まず時価で計上し、その後、償却費用から減損(貸倒引当金)を差し引いて記載する(注記2(g)を参照)。ただし、未収金に関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は回収不能金または貸倒金として計上する。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果としての法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確定時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。1ないし複数の将来事象の発生または未発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務についても、経済的便益の流出の可能性が微小でない限り、債務は偶発債務として開示する。

2 重要な会計方針(続き)

(g) 減損

当社の資産の簿価は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の簿価が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

(h) 収益の認識

投資管理サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に管理報酬が認識される。

(i) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

(j) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

(a) 個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合当社の関連当事者である。

- (i) 当社を支配している、または共同支配している。
- () 当社に重要な影響を与える。
- () 当社または当社親会社経営幹部の一員である。

(b) 企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。

- (i) その企業と当社は同じグループの傘下にある(すなわち、それぞれの親会社、子会社、兄弟会社は関連している)。
- () その企業と他方の企業が関連会社であるか、合併会社である(その企業の関連会社または合併会社の属する企業グループに他方の企業が属している)。
- () 両企業が、同一の第三者企業の合併会社である。
- () ある企業がある第三者企業の合併会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。
- (v) ある企業は、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- () ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- () (a)(i)に規定する個人が、ある企業に重要な影響を与えているか、その企業(またはその親会社)の経営幹部の一員である。

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

3 会計方針の変更

国際会計基準審議会(IASB)は、当会計期間より発効する国際財務報告基準(IFRS)の複数の改訂基準を公表している。これらの変更事項は、これまでに作成または提示された現在または以前の期間の当社の業績および財政状況に重大な影響を及ぼしていない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち未だ発効していないものは当会計期間に適用していない。

4 収益

当社の主たる事業は、トラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。

収益は、以下に示す関連会社から得た投資管理報酬である。

	2016年度	2015年度
関連会社から得た投資管理報酬	\$ 195,000	\$ 180,000

5 その他収益

	2016年度	2015年度
受取利息	\$ 6,342	\$ 4,863

6 役員報酬

	2016年度	2015年度
手数料	\$ 107,918	\$ 80,245
その他の報酬	-	-
	<u>107,918</u>	<u>80,245</u>

7 税引前利益

税引前利益算出にあたって下記項目を控除する。

	2016年度	2015年度
監査報酬	\$ 3,079	\$ 3,145
管理費	2,986	1,655
	<u>6,065</u>	<u>4,800</u>

上記の支出はいずれも直接持株会社に対して支払われ、直接持株会社は当社のためにこれを決済する。

8 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2020年1月18日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

9 非連結のストラクチャード・エンティティ

当社がスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティ

当社は、ストラクチャード・エンティティの名称もしくはストラクチャード・エンティティの発行する商品に当社名が含まれている場合、または当社がストラクチャード・エンティティと関連性がある、もしくは当社がストラクチャード・エンティティの設計や組成に関与し、ストラクチャード・エンティティとの関与を有していると市場で一般的に認識されている場合に、当社を当該ストラクチャード・エンティティのスポンサーとみなす。当社がスポンサーではあるが関与していない非連結ストラクチャード・エンティティについて、当社は報告期間中これらエンティティから運用報酬を受け取っておらず、またいかなる資産もこれらエンティティに移管していない。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーとなっているが、管理費用は受け取っておらず、2016年12月31日現在当社は持分を保有していない。

- HOLT@ジャパン・インカム・プラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)
- HOLT@ジャパン大型/中型株インカム・プラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドル(2015年:5,000米ドル)を受け取っているが、2016年12月31日現在当社は持分を保有していない。

- グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
- アジア・エクイティ・インカムプラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)
- グローバルREIT ファンド(適格機関投資家限定)
- 豪州高配当株・ツイン ファンド(適格機関投資家限定)
- US REITプレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ダイワ・オーストラリア高配当株 ファンド(適格機関投資家限定)
- ブラジル高配当株プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

9 非連結のストラクチャード・エンティティ(続き)

- プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
- CSグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

- US好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- USスモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
- J-REITファンド(適格機関投資家限定)
- USプリファードREITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ユーロ・ストック・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- NB/MYAM米国REITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ダイワUK高配当株ファンド(適格機関投資家限定)
- AMPオーストラリア・インカム・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
- ブラジル株式ファンド(適格機関投資家限定)
- ダイワ・ブラジル・レアル債ファンド(適格機関投資家限定)
- US・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド(適格機関投資家限定)
- ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
- OAM USプリファードREITファンド(適格機関投資家限定)
- AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
- J-REIT不動産株ファンド(適格機関投資家限定)
- 新生ヨーロッパ・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
- ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クアトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
- US REITファンド(適格機関投資家限定)
- レバレッジド・ブル/ベア・ファンド(適格機関投資家限定)
- 新生ワールド・ラップ・ファンド(安定コース)(適格機関投資家限定)

9 非連結のストラクチャード・エンティティ(続き)

- 新生ワールド・ラップ・ファンド(成長コース)(適格機関投資家限定)
- US REITトリプル・エンジン・プラス(適格機関投資家限定)
- ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
- 日本国債17 - 20年ラダー型ファンド(適格機関投資家限定)
- オーストラリアREITファンド
- オーストラリアREITプラス・ファンド
- 米国債5 - 7年ラダー型ファンド(適格機関投資家限定)
- 米国地方債ファンド

当社は、契約上提供を求められていない連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

当社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

10 現金および現金同等物

現金および現金同等物の内訳：

	2016年度	2015年度
利付銀行預け金	\$ 748,103	\$ 864,912

11 関連会社に対する債権

関連会社に対する債権は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

12 直接持株会社に対する債権

直接持株会社に対する債権・債務は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

13 株主資本

(a) 授権株式および発行済株式

	2016年度		2015年度	
	株数	金額	株数	金額
授権株式：				
1株当たり1ドルの普通株式	<u>1,000,000</u>	<u>\$1,000,000</u>	<u>1,000,000</u>	<u>\$1,000,000</u>
発行済全額払込済株式：				
1月1日および12月31日現在	<u>735,000</u>	<u>\$735,000</u>	<u>735,000</u>	<u>\$735,000</u>

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

(b) 資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

14 財務リスク管理および公正価値

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する当社の財務管理の方針および慣行により管理している。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2016年および2015年12月31日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2016年および2015年12月31日現在、認識された資産または負債の帳簿価額に係わる金利の変動による直接的で重大な影響はない。

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル(以下、「HKD」という。)建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクにさらされている。

HKDは米ドル(以下、「USD」という。)に固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。

(e) 公正価値

原価または償却原価で計上された当社の金融商品の簿価は、2016年12月31日現在の公正価値と大きな相違はない。

15 重要な関連当事者間取引

本財務諸表の他の項目に開示されている場合を除き、当社は重要な関連当事者間取引を締結していない。

16 親会社および最終的な持株会社

2016年12月31日現在、当社の直接の親会社は香港で設立されたクレディ・スイス(ホンコン)リミテッドであり、当社の最終的な支配当事者はスイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーである。クレディ・スイス・グループ・アーゲーは、一般向けの財務諸表を作成している。

17 修正を要しない後発事象

報告期間後に当社がスポンサーとなった、または終了した非連結のストラクチャード・エンティティは以下の表に示したとおりである。

非連結ストラクチャード・エンティティの名称	2017年に スポンサーとなった、 または終了した	発効日
OAM USプリファードREITファンド (適格機関投資家限定)	終了	2017年1月27日

18 公表後、2016年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

本財務諸表の公表日までに、IASBIは、2016年12月31日に終了した期間には未だ発効しておらず、本財務諸表には採用されていない2つの改訂基準および2つの新基準を公表している。このうち当社に関連する可能性があるものは、以下のとおりである：

	発効する会計期間の期首
IAS第7号の改訂、「キャッシュ・フロー計算書：開示に関する取組み」	2017年1月1日
IAS第12号の改訂、「法人所得税：未実現損失に係る繰延税金資産の認識」	2017年1月1日
IFRS第9号「金融商品」	2018年1月1日
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	2018年1月1日

当社は現在、これらの改訂基準および新基準が初度適用期間に及ぼすと予想される影響について評価を行っている。現在までのところ、これらの採用により当社の経営成績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性は低いと判断している。当社は、これらの改訂基準または新基準について早期導入を予定していない。

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

Statement of comprehensive income for the year ended 31 December 2016

(Expressed in United States dollars)

	<i>Note</i>	2016 \$	2015 \$
Turnover	4	195,000	180,000
Other revenue	5	6,342	4,863
Other operating expenses		<u>(113,983)</u>	<u>(85,045)</u>
Profit from operations		87,359	99,818
Finance costs		<u>-</u>	<u>-</u>
Profit before taxation	7	87,359	99,818
Taxation	8	<u>-</u>	<u>-</u>
Profit and total comprehensive income for the year		<u>87,359</u>	<u>99,818</u>

The notes on pages 8 to 18 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

Statement of financial position at 31 December 2016

(Expressed in United States dollars)

	Note	2016 \$	2015 \$
Current assets			
Cash and cash equivalents	10	748,103	864,912
Amount due from fellow subsidiary	11	373,114	180,000
Sundry debtors, deposit and other assets		100,343	90,548
Amount due from immediate holding company	12	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>
Total current assets		<u>1,222,560</u>	<u>1,136,460</u>
Current liabilities			
Other liabilities		<u>1,886</u>	<u>3,145</u>
Total current liabilities		<u>1,886</u>	<u>3,145</u>
NET ASSETS		<u>1,220,674</u>	<u>1,133,315</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	13	735,000	735,000
Retained profits		<u>485,674</u>	<u>398,315</u>
		<u>1,220,674</u>	<u>1,133,315</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on

)))))
Director

The notes on pages 8 to 18 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

**Statement of changes in equity
for the year ended 31 December 2016**
(Expressed in United States dollars)

	<i>Share capital</i> \$	<i>Retained profits</i> \$	<i>Total</i> \$
At 1 January 2015	735,000	298,497	1,033,497
Profit and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>99,818</u>	<u>99,818</u>
At 31 December 2015 and 1 January 2016	735,000	398,315	1,133,315
Profit and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>87,359</u>	<u>87,359</u>
At 31 December 2016	<u>735,000</u>	<u>485,674</u>	<u>1,220,674</u>

The notes on pages 8 to 18 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

Cash flow statement for the year ended 31 December 2016 (Expressed in United States dollars)

	Note	2016 \$	2015 \$
Operating activities			
Profit before taxation		87,359	99,818
Adjustment for:			
Interest income		<u>(6,342)</u>	<u>(4,863)</u>
Operating profit before changes in working capital		81,017	94,955
Increase in amount due from fellow subsidiary		(193,114)	(60,000)
Increase in sundry debtors, deposits and other assets		(9,795)	(10,303)
(Decrease)/increase in other liabilities		<u>(1,259)</u>	<u>1,333</u>
Cash (used in)/generated from operating activities		<u>(123,151)</u>	<u>25,985</u>
Investing activities			
Interest received		<u>6,342</u>	<u>4,863</u>
Cash generated from investing activities		<u>6,342</u>	<u>4,863</u>
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents		(116,809)	30,848
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>864,912</u>	<u>834,064</u>
Cash and cash equivalents at 31 December	10	<u>748,103</u>	<u>864,912</u>

The notes on pages 8 to 18 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

Notes to the financial statements

(Expressed in United States dollars unless otherwise indicated)

1 Principal activities and registered office

Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in the trusts. The Company's registered office is c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

2 Significant accounting policies

(a) *Statement of compliance*

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable International Financial Reporting Standards ("IFRSs"), which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards ("IASs") and Interpretations issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

(b) *Basis of preparation of the financial statements*

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

2 Significant accounting policies (continued)

(c) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into United States Dollars using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

(d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand with banks, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Accounts receivable

Accounts receivable are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less allowance for impairment of doubtful debts (see note 2(g)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less impairment for bad and doubtful debts.

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate cash be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

2 Significant accounting policies (continued)

(g) *Impairment*

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at the end of each reporting period to determine whether there is any objective evidence of impairment. If any such objective evidence exists, the asset's recoverable amount is estimated at the end of each reporting period. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the profit or loss.

(h) *Revenue recognition*

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, management fee income is recognised in profit or loss when the investment management service is provided.

(i) *Expenses*

All expenses are recognised in profit and loss on an accrual basis.

(j) *Related parties*

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

2 Significant accounting policies (continued)

- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third party and the other entity is an associate of the third party.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

3 Changes in accounting policies

The IASB has issued a number of amendments to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. None of these developments have had a material effect on how the Company's results and financial position for the current or prior periods have been prepared or presented.

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

4 Turnover

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Turnover represents investment management fee income earned from fellow subsidiary as follows:

	2016 \$	2015 \$
Investment management fee income earned from fellow subsidiary	<u>195,000</u>	<u>180,000</u>

5 Other revenue

	2016 \$	2015 \$
Interest income	<u>6,342</u>	<u>4,863</u>

6 Directors' remuneration

	2016 \$	2015 \$
Fees	107,918	80,245
Other emoluments	<u>-</u>	<u>-</u>
	<u>107,918</u>	<u>80,245</u>

7 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2016 \$	2015 \$
Auditors' remuneration	3,079	3,145
Administration expense	<u>2,986</u>	<u>1,655</u>
	<u>6,065</u>	<u>4,800</u>

All of the above expenditures are payable to the Company's immediate holding company and the immediate holding company settles such expenditures on behalf of the Company.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

8 Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 18 January 2020. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

9 Unconsolidated structured entities

Sponsored unconsolidated structured entities

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity. For unconsolidated structured entities that were sponsored by the Company but no interest was held, the Company did not receive investment management fees from these entities during the reporting period and no assets were transferred to these entities.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where no management fee is received and no interest is held by the Company as at 31 December 2016:

- HOLT® Japan Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- HOLT® Japan Large / Mid Cap Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD 5,000 (2015: USD 5,000) is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2016:

- Global Futures Selection Fund (Principal Protected on Maturity in AUD)
- Asia Equity Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Global REIT Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Daiwa Australian High Dividend Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Brazilian High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

9 Unconsolidated structured entities (continued)

- Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- CS Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- US Small Cap Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Daiwa Emerging Local Market Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- J-REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Euro Stock Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- AMP Australia Income Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- US Value Equity Concentrated Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- OAM US Preferred REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Shinsei European Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- US REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Leveraged Bull/Bear Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Shinsei World Wrap Fund Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016**9 Unconsolidated structured entities (continued)**

- Shinsei World Wrap Fund Growth Type (For Qualified Institutional Investors Only)
- US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified institutional Investors Only)
- Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Japanese Government Bond 17-20 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Australia REIT Fund
- Australia REIT Plus Fund
- US Treasury 5-7 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- US Municipal Bond Fund

The Company has not provided financial or other support to consolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that it is not contractually required to provide.

10 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise:

	2016	2015
	\$	\$
Deposit with bank (interest-bearing)	<u>748,103</u>	<u>864,912</u>

11 Amount due from fellow subsidiary

Amount due from fellow subsidiary is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

12 Amount due from immediate holding company

Amounts due from immediate holding company are unsecured, interest-free and have no fixed terms of repayment.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016**13 Share capital****(a) Authorised and issued share capital**

	2016		2015	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
Authorised:				
Ordinary shares of \$1 each	<u>1,000,000</u>	<u>1,000,000</u>	<u>1,000,000</u>	<u>1,000,000</u>
Issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns for shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

14 Financial risk management and fair values

Exposure to credit, liquidity, interest rate and foreign currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the statement of financial position after deducting any impairment allowance.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2016 and 2015, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled within three months.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2016 and 2015, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(d) Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars ("HKD").

As the HKD is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company considers that the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

(e) Fair values

The carrying amounts of the Company's financial instruments carried at cost or amortised cost are not materially different from their fair value as at 31 December 2016.

15 Material related party transactions

Except as disclosed elsewhere in these financial statements, the Company did not enter any material related party transactions.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

16 Parent and ultimate holding company

At 31 December 2016, the immediate parent of the Company is Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company is Credit Suisse Group AG, which is incorporated in Switzerland. Credit Suisse Group AG produces financial statements available for public use.

17 Non-adjusting events after the reporting period

The below table shows the unconsolidated structured entities that were sponsored or terminated by the Company after the reporting period.

<i>Name of unconsolidated structured entities</i>	<i>Sponsored or terminated in 2017</i>	<i>Effective date</i>
OAM US Preferred REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)	Terminated	27 January 2017

18 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2016

Up to the date of issue of these financial statements, the IASB has issued two amendments and two new standards which are not yet effective for the period ended 31 December 2016 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Company:

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
<i>Amendments to IAS 7, Statements of cash flows: Disclosure initiative</i>	1 January 2017
<i>Amendments to IAS 12, Income taxes: Recognition of deferred tax assets for unrealised losses</i>	1 January 2017
<i>IFRS 9, Financial instruments</i>	1 January 2018
<i>IFRS 15, Revenue from contracts with customers</i>	1 January 2018

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these amendments and new standards is expected to be in the period of initial application. So far the Company has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the Company's results of operations and financial position. The Company does not intend to early adopt any of these amendments or new standards.

（２）【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照ください。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(ケイマン諸島に設立された有限会社)

取締役会への独立監査人の報告書

意見

当監査法人は、4ページから18ページに記載するクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という。)の2016年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに事業年度の包括利益計算書、所有者持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針の概要を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、財務諸表は、2016年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準(「IFRS」)に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

監査意見表明のための基礎

当監査法人は、国際監査基準(「ISA」)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に関する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会(「IESBA基準」)ならびに当監査法人による財務諸表の監査に適用されるケイマン諸島における倫理要件に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、IESBA基準に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明のための基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

財務諸表以外の情報およびそれに関する監査人の報告書

取締役はその他の情報について責任を有する。その他の情報は、財務諸表および当監査法人によるそれに関する監査人の報告書以外の年次報告書に含まれるすべての情報から構成される。

財務諸表に関する当監査法人の意見は、その他の情報を対象にはしておらず、当監査法人はそれに関するいかなる形の保証の結論も表明しない。

当監査法人による財務諸表の監査に関する当監査法人の責任は、その他の情報を読み、その中で、その他の情報が、財務諸表または監査の中で当監査法人が得た知識に著しく矛盾していないか、または、重大な虚偽記載と思われるものがないか検討することである。

作業を実施する中で、その他の情報に重大な虚偽記載があると結論づけられた場合、当監査法人は、その事実を報告する必要がある。この点について報告することはない。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(ケイマン諸島に設立された有限会社)

取締役会への独立監査人の報告書(続き)

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、財務諸表をIFRSに準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず重要な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能にすることに責任を有している。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する問題を必要に応じて開示し、継続企業に対し会計基準を用いる責任を有している。ただし、取締役が会社を清算する、もしくは、事業を停止する、または、そうする以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、財務諸表に、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、総じて重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査人の報告書を発行することである。本報告書は、当監査法人の合意された業務条件に従い、全体的に会社への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な保証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載に関するリスクを発見し評価し、これらのリスクに対応し監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得るものとする。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、癒着、偽造、意図的な不作為、虚偽表示または内部統制の無視などが関与している可能性があるためである。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（ケイマン諸島に設立された有限会社）

取締役会への独立監査人の報告書（続き）

財務諸表の監査に対する監査人の責任（続き）

- 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査人の報告の中で財務諸表の関連する開示事項に注釈をつける必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更する。当監査法人による意見は、監査人の報告書の日付までに得た監査の裏付けとなる証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により会社が継続企業としての存続を停止する可能性はある。
- 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査により発見された内部統制に関する重要な欠陥などを含む重要な監査結果について取締役に連絡している。

公認会計士

香港、セントラル

チャーター・ロード10

プリンスビルディング8階

(8th Floor, Prince's Building

10 Chater Road

Central, Hong Kong)

2017年6月28日

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited**

(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") set out on pages 4 to 18, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2016, the statement of comprehensive income and the statement of changes in equity, the statement of cash flow and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2016 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standard ("IFRS").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Independent auditor's report to the board of directors of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)

(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Responsibilities of the directors' for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRS and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the Audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**

(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building

10 Chater Road

Central, Hong Kong

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(ケイマン諸島に設立された有限会社)

株主への独立監査人の報告書

当監査法人は、3ページから19ページに記載するクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という。)の2015年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日に終了した事業年度の包括利益計算書、所有者持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書から構成される財務諸表、重要な会計方針の概要およびその他の説明情報について監査を行った。

財務諸表に対する取締役の責任

会社の取締役は、財務諸表を国際会計基準審議会発行の国際財務報告基準に準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず重要な虚偽記載のない財務諸表の作成が可能であることに責任を有している。

監査人の責任

当監査法人の責任は、監査に基づきこれらの財務諸表に関する意見を表明することにある。本報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

当監査法人は、国際監査基準に従い監査を実施した。当該基準は、当監査法人が倫理規定に準拠し、財務諸表に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを求めている。

監査には、財務諸表の金額および開示について監査の裏付けとなる証拠を得るための手続きの実施が含まれている。当該手続きは当監査法人の判断により選択され、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載に関するリスクの評価が含まれる。これらのリスク評価を行うに当たり、当監査法人は状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、正確かつ公正に表示される会社の財務諸表の作成に関する内部統制を検討するが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査には、採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに全体としての財務諸表の表示を評価することが含まれている。

当監査法人は、監査意見表明のための基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（ケイマン諸島に設立された有限会社）
株主への独立監査人の報告書（続き）

意見

当監査法人の意見では、財務諸表は、2015年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

公認会計士
香港、セントラル
チャーター・ロード10
プリンスビルディング8階
(8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong)
2016年6月24日

Independent auditor's report to the shareholders of Credit Suisse Management (Cayman) Limited

(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

We have audited the financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") set out on pages 3 to 19, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2015, the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity and the cash flow statement for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Directors' responsibility for the financial statements

The directors of the Company are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with International Financial Reporting Standards issued by the International Accounting Standards Board and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. This report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

**Independent auditor's report to the shareholders of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**

(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2015 and of the Company's financial performance and cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building

10 Chater Road

Central, Hong Kong

24 JUN 2016

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。